

下野市次世代育成支援対策後期行動計画(平成22年度～26年度)

平成24年度の実施状況及び評価

下野市次世代育成支援対策後期行動計画の実施状況及び評価にあたって

1. 平成24年度施策・事業の進捗状況(実績)について

- 計画に掲げられた施策・事業について、各課から報告のあった平成24年度の進捗状況(実績)を整理・記載しました。
- 進捗状況(実績)については、平成24年度末までの実績を記載しました。

2. 平成24年度評価について

- 各課から報告のあった自己評価を基に、A～Dにランク分けしました。

A	目標を達成した施策・事業 ・目標が「継続」で十分に事業実施ができた施策・事業も含む。
B	目標に向けて向上した、継続できた施策・事業 ・実施に向け計画を作成した、または作成中の施策・事業を含む。 ・目標が「継続」で現状と同程度の実績を維持できた(または、ある程度向上)等の施策・事業を含む。
C	現状維持の施策・事業 ・未着手、実施に向け具体的な計画はないが検討した施策・事業を含む
D	平成20年度に比べ低下または後退した施策・事業

3. 今後の対応策について

- 以下の条件に該当する施策・事業については、今後の対応策を記載しました。
 - ・平成24年度において、C・D評価であった施策・事業
 - ・平成24年度評価が平成23年度評価から下がった施策・事業

平成23年度評価と平成24年度評価の比較表

節	節の名称	年度	節内評価件数	A	B	C	D	未評価(※1)
第1節	地域における子育て支援	H23	31	11	14	4	1	1
		H24	31	11	15	3	1	1
第2節	援護を必要とする子育て家庭への支援	H23	10	4	4	2		
		H24	10	4	5	1		
第3節	母子保健医療対策の充実	H23	18	12	6			
		H24	18	14	4			
第4節	職業生活と家庭生活との両立の推進	H23	9	3	6			
		H24	9	3	6			
第5節	教育環境の整備	H23	10	7	2	1		
		H24	10	7	2	1		
第6節	子育てしやすい生活環境の整備	H23	9	5	4			
		H24	9	5	4			
合計		H23	87	42	36	7	1	1
		H24	87	44	36	5	1	1
割合(※2)		H23	100.0%	48.3%	41.4%	8.0%	1.1%	1.1%
		H24	100.0%	50.6%	41.4%	5.7%	1.1%	1.1%

※1 第1節、通番18の「紙おむつ支給事業」については、平成22年度末で事業が終了しているため、未評価とした。

※2 端数の関係上、A～未評価の合計は100.0%にならない(99.9%となっている)。

平成24年度評価集計表

節	節内施策・事業数	節内評価件数	A	B	C	D	未評価(※1)		項内施策・事業数	項内評価件数	A	B	C	D	未評価(※1)	
第1節	26	31	11	15	3	1	1	第1項	18	21	10	9	1		1	
								第2項	7	9		6	2	1		
								第3項	1	1	1					
第2節	10	10	4	5	1			第1項	2	2	2					
								第2項	3	3	2	1				
								第3項	4	4		3	1			
								第4項	1	1		1				
第3節	12	18	14	4				第1項	6	12	10	2				
								第2項	3	3	2	1				
								第3項	2	2	2					
								第4項	1	1		1				
第4節	8	9	3	6				第1項	2	2		2				
								第2項	6	7	3	4				
第5節	8	10	7	2	1			第1項	2	3	2		1			
								第2項	3	3	3					
								第3項	3	4	2	2				
第6節	9	9	5	4				第1項	1	1		1				
								第2項	4	4	3	1				
								第3項	4	4	2	2				
		73	87	44	36	5	1	1	合計	73	87	44	36	5	1	1

※1 第1節、通番18の「紙おむつ支給事業」については、平成22年度末で事業が終了しているため、未評価とした。

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
第1節 地域における子育て支援														
第1項 地域における子育て支援サービスの充実														
1		(1)		身近な子育て相談体制の充実	相談できる場の設置割合(各小学校区域)	66.7% (12小学校中8校)	拡充	子育て親子の、交流の場の中心となっている地域子育て支援センターをはじめ、児童館、保健センター等において気軽に相談できる体制づくりに努めています。また、教育現場においても、幼稚園・保育園の保護者、小中学校の児童生徒、保護者を対象に、就学相談員や特別支援教育相談員、適応指導教室相談員及び教育相談員を配置し、相談活動の充実と保護者への周知に努めています。今後は、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加傾向にあるため、相談や情報提供の支援として、市の地域情報化計画を受けた、ICTによる情報の発信及び相談体制の充実を推進します。	B	○拡充 ・相談体制は、地域単位ではなく、ライフステージごとの対応のほうが実効性があると考えられるため、ライフステージごとの相談機関一覧をホームページに掲載しているほか、24年度からは子育てハンドブックでも周知しました。また、休日や夜間でも市に相談できるよう、市ホームページ内に子育て電子相談コーナー(ただし、回答は開庁時間中)を開設しています。 ・市ホームページ内に手当や保育園等の子育て支援に関するよくある質問と回答をまとめた「子育てQ&A」コーナーを開設しました。	B		児童福祉課	1
2		(2)		病後児保育事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	幼稚園や保育園等に通園中の乳幼児が病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合、一時的に預かり施設において保育を行う事業です。現在、保育園併設型と単独施設の2箇所で開催していますが、女性の就労が進む中で、利用者数は伸びています。今後は、保護者の子育てと就労の両立支援のさらなる充実のため、受入数の増を図るなど、利用しやすい事業への検討を図ります。	A	○継続して2か所で実施 (3月末現在利用人数)	A		児童福祉課	2
					延べ利用日数	274日	400日		B	○延べ利用日数 (3月末現在) 開所日数:プラネット 158日、むつみ114日 延べ人数:プラネット 219人、むつみ 148人				
3		(3)		体調不良児対応型(保育園)	実施箇所数	—	1箇所	園児が通園する保育園で保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合において、保育園における緊急的な対応として預かりをする事業です。現在、事業の実施はありません。今後は、保育園における安心・安全面の整備を視野に検討します。	B	○実施に向け調整中 ※H25.4から私立あおば保育園(南河内地区)で開始予定 ※H26.4から私立わかば保育園(H25.4、石橋地区に開所)で開始予定	B		児童福祉課	3
4		(4)		ファミリー・サポート・センター事業	実施箇所数	—	1箇所	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子どもの送迎や保育などを依頼するものであり、地域での相互援助体制を確立する事業です。現在市では、同様の支援事業として家庭保育者制度についての要綱は整備されていますが、支援者の登録がなく事業の実施はありません。今後は、昨今の社会環境の変化と女性の就労が進む中で、仕事と家庭の両立支援として重要な課題であるため、早急な体制づくりに努めます。	A	○実施 平成23年6月オープン ・会員数(3月末現在) 提供会員60、依頼会員80、両方会員1 計141名 ・年間活動件数 合計854件 子どもの習い事等の送迎 276件 保育園・幼稚園への送迎及び預かり 183件 小学校・学童保育の迎え及び預かり 277件 その他託児 118件 ・月平均の活動数 約71件 ・提供会員養成研修(保育園実習や救急救命講習会等) 16回開催、延べ55名参加 ・広報紙、ホームページ、チラシ等で市民周知	A		児童福祉課	4

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
5			(5)	放課後児童健全育成事業	実施箇所数	18箇所	19箇所	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与える事業です。 現在18箇所での実施があり、ほぼ学校区ごとに整備がされてきました。 最近では、核家族世帯をはじめ、子どもの安全を危惧することから利用者は増大し、学童保育室の大規模化(70人以上)が問題となっています。 今後は、安心・安全を基本とし、より良い放課後児童健全育成の体制づくりのため、現在整備がされていない学校区を視野に新設を検討します。	B	○充実 大規模保育室の解消と校庭内設置を目指し、保育室整備を推進しました。 ・校庭内設置の調整が整った国分寺小学校は実施設計が完了しました。26年4月開設予定です。 ・古山小学校に隣接した市有地に設置してある古山小第一学童保育室の南側に古山小第二学童保育室を新設することになりました。平成25年度実施設計、26年度建設予定です。なお、旧石橋中学校跡地内学童保育室は廃止します。	B		児童福祉課	5
6			(6)	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	実施箇所数	—	検討	保護者の疾病などにより、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において短期間子どもを預かる事業です。 現在、事業の実施はありません。 今後は、既存の児童施設との委託契約による実施又はファミリー・サポート・センター事業の取組等により対応を検討します。	B	○ファミリー・サポート・センターで対応 当該家庭には、当面は、ファミリー・サポート・センターの利用を勧めることとしました。	B		児童福祉課	6
7			(7)	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	実施箇所数	—	検討	保護者等の仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり、家庭において子どもの保育が困難となった場合、児童を実施施設において保護し、生活指導や食事の提供等を行う事業です。 現在、事業の実施はありません。 アンケートからは若干のニーズがうかがえますが、今後は、ファミリー・サポート・センター事業の取組等により対応を検討します。	B	○ファミリー・サポート・センターで対応 当該家庭には、当面は、ファミリー・サポート・センターの利用を勧めることとしました。	B		児童福祉課	7
8			(8)	一時預かり事業 (育児ママリフレッシュ事業)	実施箇所数	7箇所	9箇所	保育園等を利用していない家庭等において、冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等保護者の様々な状況により、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育園等において預かる事業です。 5箇所の保育園で実施していましたが、平成20年度から、乳児の預かりに対し心身のリフレッシュの育児支援を目的に「育児ママリフレッシュ事業」を始めたことで現在は7箇所の実施があり、乳児の預かり事業ともに利用状況は好調です。 今後は、預け先の拡充を図るなど、気軽に利用できる環境づくりに努めます。	C	○拡充 ・一時預かり事業はグリム・薬師寺・あおば・むつみ・第二愛泉保育園の5園で実施しました(H25.4からはわかば保育園でも実施)。 ・育児ママリフレッシュ事業は、あおば・むつみ・第二愛泉保育園、はんず園で実施しました(H25.4からはわかば保育園でも実)。	B		児童福祉課	8
					延べ利用日数	3,404日	3,500日		A		○延べ利用日数 一時預かり保育利用件数:3,433件 育児ママリフレッシュ事業利用件数:373件			
9			(9)	特定保育事業	実施箇所数	—	—	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育への対応をするため、保育園において週に2～3日程度児童を預かる事業です。 現在、特定保育事業としての実施はありません。 今後は、多様な保育ニーズとの必要性を見ながら検討するものとし、当面は、通常保育及び一時預かり事業での対応により支援します。	C	○未実施 一時預かり保育事業で対応	C	保育に欠ける時間が長い (日数の多い)家庭、生活環境の厳しい家庭を優先し支援していく方針のため、当面特定保育の実施はせず、一時預かりの対応とします。	児童福祉課	9

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
10			(10)	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター実施箇所数	4箇所	5箇所	地域における子育て支援の拠点となる事業は、「ひろば型」・「センター型」・「児童館型」として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進及び子育て等に関する相談・援助の実施や地域の子育て関連情報の提供等を行うもので、それぞれの地域の実情に応じた子育て支援拠点の充実を図るものです。 市では、ゆうゆう館内の地域子育て支援センター「つくし」をはじめ、4箇所センター型事業を展開しています。平成21年度からは、地域に出向いた支援活動にも力を注いでいます。 また、児童館では週2日程度の頻度で親子教室を実施しています。 今後は、各施設が子育て支援を行う拠点としての機能強化を図り、さらなる事業の充実が図れるよう支援に努めます。	B	○拡充に向け調整中 ・地域子育て支援拠点として2か所(つくし、ゆりかご)、認定こども園の地域子育て支援事業として2か所(むつみ、第二愛泉)開設中です。 ・わかば保育園(H25.4月開所)での開設に向け調整、25年度より「みるく」としてオープンしました。	B		児童福祉課	10
11			(11)	幼稚園における預かり保育の実施	実施箇所数	7箇所	7箇所	現在市内に7箇所ある幼稚園では、保護者の急な用事等、一時的な保育時間延長の希望に応じて、幼稚園における預かり保育を実施しています。 最近では、預かり保育を利用する児童が増加傾向にあるため、より安全な体制づくりに努めながら事業の継続を図ります。	A	○継続して実施	A		教育総務課	11
12			(12)	幼稚園における地域開放の実施	実施箇所数	7箇所	7箇所	幼稚園では、地域の親子のふれあいと子どもたちの遊びの場を提供することを目的として、地域の未就学児の親子を対象に園庭を開放しています。 今後は、各園が地域に根づいた子育て支援拠点施設となるよう、継続して事業を行います。	A	○継続して実施	A		教育総務課	12
13			(13)	幼稚園における特別支援教育の充実	幼稚園はばたき支援事業	実施	継続	特別な教育的支援を必要とする子どもの受入に対し、幼稚園の負担軽減をすることで円滑な入園を推進し幼児の心豊かな成長を支援する事業として、幼稚園はばたき支援事業を実施しています。 幼稚園はばたき支援事業は、平成21年度からの新規事業であるため引き続き事業の周知を図り、特別な支援を必要とする子どもが、希望する幼稚園へ円滑に入園できるよう支援します。	A	○継続して実施	A		教育総務課	13
14			(14)	保育所サービス評価の実施	第三者評価制度 (実施箇所数)	1箇所	1箇所	保育園における第三者評価とは、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの向上と利用者の適切なサービス選択を目的とする事業です。 また、第三者委員制度とは、園における苦情を第三者が受ける制度で、市内の保育園ではすべての保育園において体制が整備されています。 平成20年度に下野市立グリム保育園で第三者評価を実施し、結果については、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構のホームページにて公表しています。これを受けて、保育園では、組織としての運営意識や改善点への共通理解が図られ、保育士一人ひとりの意識改革が強化されました。 今後は、グリム保育園での評価結果を公立保育園全体の課題と捉え、良質な保育サービスの提供、安心・安全な保育園運営につなげていきます。また、民間保育園についても評価の実施を働きかけます。	A	○平成24年度は未実施 ・平成20年度:グリム保育園 ・平成22年度:むつみ保育園 ・公立保育園ではグリム保育園での評価を活かし運営にあたっています。	A		児童福祉課	14
					第三者委員制度 (設置箇所数)	8箇所	9箇所							

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
15			(15)	子育てサロン事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	家庭や地域の養育機能の向上をめざして、育児や健康に関する相談事業、親同士の交流の場を提供する事業です。現在、保健福祉センターきらら館において「ポピークラブ」として実施しています。今後は、定期的に保健師や助産師、保育士等の専門的な指導が得られる場として、保健師等関係組織と連携をとりながら、子育てサロンによる支援事業の充実を図ります。	A	○継続 ①育児学級「赤ちゃん広場」 会場: ゆうゆう館 対象者: H24.1月～12月生まれ(493人) 参加者: 244人参加(参加率: 49.5%) ②育児サロン「ポピーくらぶ」 会場: きらら館、ゆうゆう館 実施回数: 48回 参加者数: 1,223人	A		健康増進課	15
16			(16)	子育てマップの作成配布	ガイドブック作成	作成	更新	地域で子どもを安心して育てられるようにとの前期計画を受けて、平成21年3月に市における主な子育て施設及び情報をまとめ、「下野市子育て支援ガイドブック」として発行しました。ガイドブックは、子育て支援サービス事業周知のため、乳児の全戸訪問事業の際に、サービス内容の説明を交えて随時配布し、子育てに関わる皆さんの手助けとしています。今後、更新時には、市民の方々の声を反映しながら、より良い子育て情報誌づくりに努めます。	A	○更新のうえ配布 こんにちは赤ちゃん(乳児全戸)訪問時に配布	A		児童福祉課	16
17			(17)	子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	啓発活動の実施状況	実施	継続	家庭における固定的な性別役割分担意識を見直し、子育てにおいて男女がともに携わるため、性別にとらわれず誰もが個性と能力を発揮でき責任も共有する男女共同参画の考え方について、「下野市男女共同参画プラン」を基に啓発活動を行っています。今後も、継続して「下野市男女共同参画プラン」を基に積極的な啓発活動を行います。	B	○継続 ・男女共同参画映画会の開催 日時: 平成24年12月16日(土)参加者: 220名 茶話会開催 約40名 ・男女共同参画週間に、啓発パネル展を開催 期間: 平成24年6月1日～30日 場所: 国分寺庁舎・ゆうゆう館・きらら館・道の駅しもつけ ・イベント時の男女共同参画パネル展開催 (産業祭・成人式・男女共同参画シンポジウム・国分寺公民館まつり) ・男女共同参画情報紙の発行 市内中学生及び全戸に配布 年2回、各19,000部 平成24年9月(第8号)平成25年3月(第9号) ・広報紙、ホームページでの啓発を推進 広報紙での時事コラムを掲載 ホームページ「男女共同参画キーワード集」にて用語解説を掲載 ・広報1月号で固定的な性別役割分担意識について掲載	B		総合政策課	17
18			(18)	紙おむつ支給事業	支給件数	57件	検討	少子化対策からなる経済支援として、第3子以降の出生児に対し、平成20年度から1年間分としての紙おむつを1人24,000円分助成する事業を実施しています。今後は、新たな支援事業の検討を図りながら、当面の間第3子以降の出生児に対し1年間紙おむつを支給することで、経済的負担の軽減を図り、育児の向上を支援します。	—	○平成22年度で事業終了	—		児童福祉課	18

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
19		第2項 保育サービスの充実												
		(1)	通常保育事業	定員数 (人/日)	660人	690人	現在8箇所の認可保育園があり、年間を通して入園の受付を行っています。男女がともに働く社会になり、保育に欠ける児童の増加と低年齢児からの入園が増え、一部の保育園では満員の状況にあります。今後は、平成20・21年度に「下野市保育園のあり方検討委員会」にて保育園のあり方を検討しましたので、それらの検討結果も踏まえ、広く市民が利用しやすい保育サービスの充実を図ります。	B	○継続 ・定員 676名(H25.4定員686名になる予定) ※H25.4月私立わかば保育園開所予定 (定員60名(0～5歳児 各10名)) ※H25.4月公立グリム保育園の定員の適正化予定 (200名から150名に変更)	B		児童福祉課	19	
				実施箇所数	8箇所	9箇所		B	○継続 ・H24.4.1時点 9か所 ※H25.4月私立わかば保育園開所予定(60名定員)	B				
		(2)	延長保育事業	実施箇所数	8箇所	9箇所	保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常の保育園の開所時間を超えて児童の保育を行う事業です。公立保育園では19時まで、私立保育園では20時まで延長保育を行っています。就労の多様化で、延長保育のニーズは増えています。児童への育児環境の問題や保育士確保等の関係から、ファミリー・サポート・センター等他の事業との調整を図りながら、ニーズへの対応を図ります。	B	○継続 ・H24.4.1時点 9か所 ※H25.4月私立わかば保育園で実施予定	B		児童福祉課	20	
		(3)	休日保育事業	実施箇所数	—	検討	休日に保護者が仕事や病気などの理由で家庭にて児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする事業です。就労の多様化で、休日保育のニーズは伸びています。現在、相談の上、預かりを受ける私立保育園もありますが、公立保育園での休日保育事業は実施していません。サービス業への就労者が増える中、事業の充実が必要と考えられるため、ファミリー・サポート・センター等他の事業との調整を図りながら、個々の状況への対応に取り組みます。	B	○実施に向け調整中 ※H25.4月から私立あおば保育園において、私立あおば保育園児と私立わかば保育園児を合同で実施予定、定員については今後協議します。	B		児童福祉課	21	
				定員	—	検討		C	※H23.7～9月に実施した電力需給対策のための休日保育特別事業のH24年度の実施については、休日に出勤することにより、家庭での保育が困難となった児童がいなかったため、実施しませんでした。	C	H26.4から、事業を実施する私立あおば保育園と協議のうえ、定員拡大を検討します。			
		(4)	夜間保育事業	実施箇所数	—	—	夜間に保護者が仕事などの理由で家庭にて児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育する事業です。現在は、事業の実施はありません。夜間保育の場合、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められるなど、開設には多くの経費を要します。今後は、延長保育や休日保育同様ニーズに対する対応策として、ファミリー・サポート・センター等、他の事業との調整を図りながら、家庭的保育を重視し個々の対応に取り組みます。	C	○事業未実施	C	認可保育施設での実施の予定はありません。夜間も施設で過ごすことは子どもの負担になると考えています。できる限り家庭的な雰囲気の中で過ごせるようファミリー・サポート・センター等での対応を検討します。	児童福祉課	22	
(5)	乳児保育事業	実施箇所数	8箇所	9箇所	女性の社会進出の増加に伴い保育ニーズが多様化する中で、乳児保育希望者は増加傾向が続いています。このような中、企業では育児休業制度の整備も進んでいる反面、多くの事業所では制度の整備や取得が不安定な状況もうかがえます。今後は、乳児保育のさらなる充実と、仕事と子育ての調和についての理解が図れるような取組を検討します。	B	○継続 ・H24.4.1日時点 9か所 ※H25.4.1私立わかば保育園で実施予定	B		児童福祉課	23			
(6)	障がい児保育事業	実施箇所数	6箇所	8箇所	障がい児保育については、適切な環境の下で他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が図れるよう、積極的な取組が行われることが求められています。現在は、6箇所の保育園において集団保育が可能な児童を対象に、相談の上受入を行っています。今後は、引続き集団保育が可能で日々通所できる児童を対象に、受入体制の整備と指導者の育成に努めます。また、発達障害者支援法による対応等関係機関との連携に努め、支援の充実を図ります。	B	○拡充に向け調整中 ・9か所保育園において、相談の上、可能な限り対象児童の受け入れを行っています。 ・児童の通所する療育施設と連携を取りながら、受け入れ児童の拡充を図り支援を行っています。 ・私立わかば保育園(H25.4開所)での実施についても調整中。	B		児童福祉課	24			

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
25			(7)	保育園待機児童率	待機児童率	0%	0%	女性の就労が進む中で、保育園への入園希望者は低年齢化が進み、一部の保育園では年度後半から待機児童が出ています。 今後は、子育て環境を重視し、育児と就労への支援強化を図るため、民間等の提供するサービス利用の拡大を図り、保育の預かり数の拡充を検討し、待機児童なしを維持できるよう努めます。	D	○待機児童率0.16%(H24.4月1日現在) ※求職中、5月以降の入園希望者を除く ・H24.4月に1人の児童が待機となりました。また年度途中で就職や育児休暇終了後職場復帰のための入所申込についても対応できず、待機となるケースがありました。 ・女性の就労希望が高まる中、入園希望児が低年齢化してきたこともその要因のひとつと考えられます。	D	H25.4月に私立わかば保育園を開所することにより、定員が10人増加するため、待機児童解消に向け、その準備に努めます。また、H25.11月に実施する子ども・子育て支援新制度に基づくニーズ調査の結果によっては必要となる待機児童対策についても、「下野市子ども・子育て支援事業計画」を策定する際に協議・検討していきます。	児童福祉課	25
26	第3項 青少年の健全育成													
			(1)	青少年の健全育成	実施状況	実施	継続	青少年を健全に育成するためには、青少年期を単に成人への準備期間にある存在としてではなく、青少年自身が社会的に価値のある存在として位置づけること、また、間接体験で偏った生活様式で失われた、子ども本来が持つ「好奇心」「冒険心」「探究心」など、直接体験を通じて「生きる力」を育むことが求められます。 市では、子どもたちの自己肯定観を育むため、「下野市児童表彰条例(子ほめ条例)」に基づき、市内の全小学6年生を対象に一人ひとりの児童の長所を見出し、特質にあわせた表彰をしています。また、青少年の健全育成を図るため「下野市青少年育成市民会議」を発足させ、地域啓発事業、青少年団体及びグループの健全育成への諸活動、「家庭の日」を推進しています。また社会環境の浄化と非行防止のための諸活動として、のぼり旗による啓発活動、小中学校での親子学びあい事業や、情報誌の発行・全戸配布を行っています。 今後も、引き続き、青少年の個々の向上への努力と青少年育成に関わる民間の自主的活動の努力とを結実させるために必要な諸条件となる次のような整備に努めます。 1. 青少年の自己啓発に必要な知識や技術・技能の習得、あるいは豊かな人間性の回復を図るための教養を習得する場の提供。 2. 児童本来が持つ、創造性・好奇心・探究心などの発揮に必要な自由時間の確保・保障。 3. 家庭・地域・学校などあらゆる場で、青少年の意思が適切に反映され、それぞれの場で役割を担えるようにすること。 4. 青少年が身近なところで参加と連帯の体験が可能なグループや団体の育成。 5. 「好奇心」「冒険心」「探究心」など、間接体験に偏った生活様式で失われた、子ども本来が持つ「生きる力」を育むため、自然体験など直接体験に基づく講座・教室を、児童館や社会教育施設等で実施すること。	A	○継続 ・青少年育成市民会議による青少年健全育成事業の実施を支援 ・通学路危険箇所調査 2回 ・子どもなんでも発表会 ・小中学校音楽祭 ・広報紙発行 3回 ・携帯電話講習会の実施 ・青少年のためのチアダンス講座を3回開催 ・子ども司書養成講座を3回開催し、その後子ども司書認定者による活動を2回実施 ・ジュニアリーダースクラブの育成支援を実施 ・青少年育成支援者養成講座を2回開催	A		生涯学習課 教育総務課	26

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
第2節 援護を必要とする子育て家庭への支援														
第1項 児童虐待防止対策														
27		(1)		要保護児童対策地域協議会 (児童虐待防止ネットワーク)	協議会の実施状況	6回	継続	児童相談(特に虐待事例)は家庭等に複雑・多様な問題を抱えている場合が多く、その解決には様々な機関との連携体制の構築が必要です。 市では、要保護児童の早期発見と適切な保護を図るため、協議会を代表者会議と実務者会議に分け、要保護児童の実態把握と問題点の把握に努めています。 今後は、要保護児童対策地域協議会のさらなる運営・機能強化の取組を進め、問題点の解決に努めます。また、11月の「児童虐待防止月間」には、オレンジリボンキャンペーン等により児童虐待防止の周知に努めます。	A	○継続 ①代表者会議2回開催 年間活動方針や地域のネットワーク構築全体に関することを協議 ②実務者会議4回開催 個別ケースの支援方針を協議 ③啓発推進 ・児童虐待防止講演会を8月に開催 主に関係機関職員が参加 100名 ・児童虐待防止月間中、オレンジリボンキャンペーンを展開 ・市内イベント(天平のいも煮会、ふれあいプラザ石橋、福祉まつり)での啓発で啓発物品を2,500個配布 ・広報、デジタルサイネージ(電子看板)等での啓発	A		児童福祉課	27
28		(2)		養育支援家庭訪問事業	実施状況	平成22年度から実施	継続	出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭を訪問し、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。 近年、ライフスタイルや生活思考の多様化にともない、核家族化、地域社会の希薄化が進んでいます。育児に不安やストレスを感じたり、家庭に問題を抱え養育機能の低下している親が、相談するところもなく、母親は不安と孤独の中で子どもに暴力を振るったり、子育てを放棄してしまうこともあります。このため、通所型の支援では限界があり、支援意欲を持った専門家による側面的・継続的・ねばり強い柔軟性のある訪問型の支援が必要となっています。 平成21年度より支援の充実のため、乳児全戸訪問事業において、様々な原因で養育が困難になっていると判断した家庭等に対し、育児・家事の援助及び育児に関する具体的な技術指導を行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決と軽減のための事業継続を図ります。	A	○継続 児童虐待の未然に防止するとともに、再発を防ぐため、保健師が17名に延べ383回の育児・家族支援、ヘルパーは1名に延べ12回家事援助を実施しました。	A		児童福祉課	28
第2項 ひとり親家庭等の自立支援														
29		(1)		ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子自立支援員、家庭相談員の設置	設置	継続	ひとり親家庭の自立を促進するため母子自立支援員を配置し、必要な情報の提供や各種施策の活用について、個々のひとり親家庭の状況に応じた支援策を効果的に組み合わせるなど、ひとり親家庭に対する総合的な相談に対してきめ細かい対応を行っています。 また、地域の実情を把握する主任児童委員・児童委員等が母子家庭・寡婦世帯の相談に応じ、その自立に努めています。 今後も、相談にあたる職員が各種制度・施策を十分に理解・把握するための研修を促進しきめ細かい対応に努めます。	A	○継続 母子自立支援員及び家庭相談員を1名ずつ配置 母子自立支援員相談件数 430件 家庭相談員相談件数 297件	A		児童福祉課	29
30		(2)		母子家庭自立支援教育訓練給付事業	利用状況	1件	継続	母子家庭の母に対し、自立支援教育訓練給付金を支給することにより、母子家庭の自立促進を図り、福祉の向上を図る事業です。 合併後新市として、1件の給付実績があります。 今後も、母子家庭の福祉の増進に寄与することを目的に、給付事業を継続します。	B	○継続 事業は継続していますが、今年度の利用者はいませんでした。	B		児童福祉課	30

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
31			(3)	高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金支給事業	利用状況	平成22年度から実施	継続	母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格取得のため養成機関において修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を申請により支給します。また、入学金の負担軽減として入学支援修了一時金を申請により支給する事業です。	A	○継続 4件(看護師等資格取得のために修業中)	A		児童福祉課	31
第3項 障がい児施策の充実														
32		(1)		放課後児童クラブにおける特別な支援を必要とする児童の受入推進	受入箇所数	5箇所	継続	保護者の就労支援と児童の安心・安全を守るため、集団での生活に対応できる児童に対し受入を実施しています。今後も、特別な支援を必要とする児童の放課後や長期休業中の安心・安全を守るため、放課後児童クラブにおける受入体制の整備に努めます。	B	○継続 子どもの心身の状態や家族の態度等の観察、情報収集を通じて、児童虐待が疑われる場合は、児童福祉課に連絡する体制を整えています。 また、障がいのある児童の入所希望があった場合は、当該児童の学校や療育施設での状況を把握したうえで、集団生活に対応できる児童かどうかを判断し、可能な限り受け入れに努めました。	B		児童福祉課	32
33		(2)		障がい児デイサービス	利用者状況	95人	継続	下野市こども発達支援センターこぼと園では、個別療育、集団療育を行う必要がある在宅の児童を対象に、個別プログラムを作成し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行っています。平成20年4月から対象を小学生まで拡大し、就学前からのより効果的な継続した療育の場を提供しています。今後も、支援を必要とする児童を、適切なタイミングで療育につなげることができるよう、他機関との連携を含め、その調整に努めます。また、保健、医療、福祉、教育も含めた支援システムの構築に向け、関係機関との連携を図ります。	C	○継続 H24.4月の児童福祉法の一部改正により、身近な市町村が通所支援の実施主体者となりました。 ・児童発達支援…日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を受ける。延べ利用383人 ・放課後等デイサービス…学校通学中の障がい児に対し、放課後や長期休業中に、生活能力向上のための訓練を継続的に提供し自立を促進するとともに放課後の居場所を提供する。延べ利用998人 ・医療型児童発達支援事業…延べ利用2人 下野市こども発達支援センター以外の近隣市町の施設の利用者も増えてきています。	B		社会福祉課	33
34		(3)		日中一時支援事業	実施状況	実施	継続	障がい児の家族の就労支援や日常的に養育している家族の一時的な休息や負担の軽減を図ることを目的として、日中、障がい福祉サービス提供事業者、障がい者支援施設、幼稚園等において、障がい児の活動の場を提供しています。しかし、身近な施設の受入に限られる、休日や長期休暇時に利用が制限される等の課題があります。また、人工呼吸器装着などの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児に対して、身近な医療機関での日中一時支援事業実施に向けて、体制の整備を図る必要があります。平成20年4月から県において「難病患者在宅介護支援事業」として、人工呼吸器を装着した難病患者(小児慢性特定疾患)の一時入院支援事業が開始されています。しかし、難病患者以外や呼吸器以外の医療的ケアを必要とする障がい児は対象とならないため、身近な医療機関での受入について、広域での調整が必要です。今後も、公立保育園や学童保育も含めた身近な場所でのサービス利用、休日・長期休暇時の利用等多様なニーズへの対応、また、医療ケアを必要とする場合の対応等について、広域での調整も含め、事業を展開します。保育園等関係者の研修会開催により、受入体制を整備します。	C	○継続 児童福祉法の一部改正により、学校通学中の障がい児に対し、放課後や長期休業中に、生活能力向上のための訓練を継続的に提供し自立を促進するとともに放課後の居場所を提供する放課後等デイサービス事業が児童デイサービスから変更となりました。しかし、サービス提供事業所が少ないために、希望どおりの受け入れができない状況です。また、日中一時支援事業についても、同様の課題があります。 利用状況(H25.11.29日現在) ・利用者数(大人) 9人 利用者数(児童) 50人 利用日数(大人) 日数総計166日、総時間862時間 利用日数(児童) 日数総計1,985日、総時間7,478時間 ・委託事業所 26か所 放課後の児童の居場所の課題について、地域自立支援協議会を中心に検討を行ってきた結果、市内に公設民営の施設を整備することが、方向づけられました。	B		社会福祉課	34

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
35			(4)	障がい児への支援	実施状況	実施	拡充	下野市自立支援協議会児童部会から、1冊のノートに生活歴など今までの情報をまとめることにより、保護者との関わりにおいて関係機関との共通理解ができ、一貫した支援を受けることができる「サポートファイル」の必要性が指摘されました。相談体制の充実を図り、ライフステージに応じた支援やサービスが利用できるよう、関係機関のネットワーク体制づくりに努めます。また、「サポートファイル」の作成により、障がい児が継続して、スムーズな支援を受けることができる体制を整備します。	B	○継続 『サポートファイル』の普及と有効活用のために、学校関係者等への説明や福祉フェスタ等の機会に市民への普及を行っております。	C	ひきつづき、「サポートファイル」の周知に努めていきます。	社会福祉課	35
第4項 相談機関の機能の充実														
36			(1)	相談体制の充実	実施状況	実施	継続	児童虐待を含め子どもと家庭に関する通告・相談は、市町や福祉事務所、児童相談所または健康福祉センターとなっており、幼稚園、保育園、学校や保健センターなどの関係機関での虐待発見や相談についても関係機関に連絡することになっています。虐待への対応は、その早期発見・早期対応が非常に重要であることから、保育士や幼稚園教諭など関係機関職員への研修等の実施により意識改革を図るとともに、児童の保護その他児童の福祉に関する事項についての相談に応じる、専門的技術に基づく指導者の配属で、相談体制のさらなる充実に努めていきます。また、障がい児(者)の相談においては、障がい児(者)本人や介護家族が利用しやすい福祉サービスが受けられるよう、地域での相談支援体制を整備するため、平成21年4月から市内に相談支援センターを開設し、24時間サポートが可能となる体制を整備します。また、障がい児(者)本人や家族に対する相談はもとより、窓口に来所できない障がい児(者)に対する訪問型の相談体制を整備します。	B	○継続 ・児童虐待に関する相談体制 虐待通告件数は44件、虐待以外の不登校などの相談は17件で、高止まりの傾向が続いています。虐待対策は未然防止・早期発見・早期対応が重要であるため、母子保健担当と連携しながら相談体制を強化しています。 ・障がい児(者)に関する相談体制 H24年度からH27年3月までに障害福祉サービスを利用している障がい児・児に対してサービス等利用計画の作成が義務付けられたことに伴い、相談支援体制の充実を行っておりますが、作成者は少ない状況です。今後も引き続きサービス等利用計画作成を進めていきたいと思っております。また、一般相談については、下野市障がい者相談支援センターを中心とした、相談支援体制を継続していきます。	B		児童福祉課 社会福祉課	36
第3節 母子保健医療対策の充実														
第1項 子どもや母親の健康の確保														
37			(1)	母子健康手帳および妊婦一般健康診査受診券の交付	妊婦一般健康診査受診券の交付数	14回分 (平成21年度から実施)	14回分	母子健康手帳を申請された方に、公費負担による5回分の「妊婦一般健康診査受診券」を交付していましたが、平成21年度より、公費負担による14回分の「妊婦一般健康診査受診券」を交付しています。元気な子どもの出産のために、母子健康手帳を申請された方に、公費負担による14回分の「妊婦一般健康診査受診券」を継続して交付します。	A	○継続 ・母子健康手帳交付 514人 ・妊婦健康診査公費助成(1人につき14回助成) 5,941件	A		健康増進課	37
38			(2)	両親学級(フレッシュパパ・ママ教室)	実施状況	実施	継続	妊婦とその家族を対象として妊娠・出産・育児などに関する情報の提供や仲間づくりを実施しています。夫婦で出産に対する心構えと二人で育児をしていくという準備をするには良い機会となっています。両親学級では、「妊婦体操、妊娠中と産後の生活へのアドバイス、沐浴、パパの妊婦体験」等実習をともなう内容や妊婦同士の交流が好評であり、親の役割に対する意識の高揚も図られています。今後も、さらに充実した教室となるよう、医療機関との連携を図りながら体制づくりに努めます。	A	○継続 ・両親学級 実施回数:16回 参加組数:222組 参加者数:325人 参加者内訳:母参加 :222人 父参加 :99人 祖母参加:4人	A		健康増進課	38

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
39			(3)	こんにちは赤ちゃん 全戸訪問事業	訪問実施件数	551件	継続	生後4か月までの乳児のいる全家庭を助産師が訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し子育てに関する助言・情報提供を行なっています。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、安心して子育てができるよう支援しています。安心して子育てが行えるように、事業を継続して行っています。また、継続支援が必要な方については、他のサービスに結びつけるよう支援します。	A	○継続 ・赤ちゃん訪問 出生数:486人 訪問数:477人(98.1%) ※未訪問者4人は、4か月児健診で状況確認 ※訪問前に転出:5人	A		健康増進課 児童福祉課	39
40			(4)	乳幼児健診	乳児健康診査 (4か月児)	96.1%	100%	疾病や異常の早期発見と、子どもの発育・発達支援のため、乳幼児の各種健康診断を保健センターで実施しています。また、健診時に育児・栄養・歯科等の相談の場を設けています。未受診者には、受診勧奨や家庭訪問を実施しています。今後も、個別通知、市の広報誌やホームページを通して受診の向上を行うと共に健康で安心した生活が送れるように支援します。	A	○継続 受診率 4か月児健診 99.4% 9か月児健診 99.6% 1歳6か月児健診 98.9% 3歳児健診 99.6% 5歳児健康相談 100%(市内通園児) 85.7%(市外在宅児) 乳幼児二次健診 93.5% フッ素塗布事業 1,614人	A		健康増進課	40
					乳児健康診査 (9か月児)	93.7%	100%		A					
					1歳6か月児健診	94.1%	100%		A					
					3歳児健診	94.1%	100%		A					
					5歳児健康相談	実施	継続		B					
					乳幼児二次健診	実施	継続		B					
					むし歯予防の推進	実施	継続		B					
41			(5)	乳幼児の事故防止	乳幼児の不慮の 事故防止啓発	実施	継続	乳幼児死亡の原因は、先天性の疾病や周産期に発生した病態が主なものとなっています。また、最近何の前触れもなく寝ている間に亡くなってしまいう乳幼児突然死症候群(SIDS)がありますが、不慮の事故についても、死亡率が高い値を占めており、乳幼児死亡の特徴となっています。今後も、子供の不慮の事故防止対策として、乳幼児健診等の機会を利用し、普及・啓発を行います。	A	○継続 不慮の事故予防対策として、乳幼児健診や各教室において普及啓発	A		健康増進課	41
42			(6)	食育学習機会	実施状況	実施	継続	朝食欠食者の増加などの不健康な生活習慣により「コレステロールが高い」「太りすぎ」などの小児生活習慣病予備軍が増えています。予備軍の子どもは、成人期の病気に移行する危険性が高いため、子どもの頃から正しい生活習慣(食習慣)の確立をすることが重要です。そのため関係機関と連携し、食事バランスガイドを使って乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育教室を行い、朝食の大切さ、バランスの良い食事などの正しい食習慣の定着を図ります。	A	○継続 保育園 5園 児童館 5回 小学校 1校 子育て支援センター 1回 夏休み親子クッキング 5回	A		健康増進課	42
43	第2項 思春期保健対策の充実													
	(1)	思春期相談・教育の 充実	実施状況	実施	継続	思春期児童への対策として、健康相談を、また、思春期教育として、小中学校への思春期講座を開催(出前授業)しています。今後は、地域において思春期の子どもを対象とした保健活動を促進するとともに、地域の保健福祉機関における相談体制を整備します。また、学校・家庭・地域の関係者・機関が、連携・協力して子どもの健やかな成長を支援するため、定期的に情報や意見を交換できる場を設置します。また学校・PTA等地域の組織と連携し、児童生徒はもとより、親を対象とした思春期の子どもに関する学習会等を今後とも実施します。思春期対策の取組としてさらに相談・教育の充実した健康支援を図ります。	B	○継続 ①思春期出前講座 ・小学校 12校(674人) 6年生対象 5校(257人) 5年生対象 6校(363人) 5.6先生対象1校(13人) 保護者参加 3校(92人) ・中学校 3校(519人) ・特別支援学校1校(41人)高等部 ②新生児モデル、妊婦ジャケット、紙芝居等の貸出 5校(延べ6回)	A		健康増進課 学校教育課	43		

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
44			(2)	思春期における正しい性知識の普及	実施状況	実施	継続	思春期児童への対策として、思春期における正しい性知識の普及を、小中学校への思春期講座(出前授業)を通じて行っています。 今後は、思春期における自我の確立、身体発育や性機能の発達、人工妊娠中絶による心身への影響や避妊方法等に関する正しい知識の普及、健康的で豊かな人間性と社会性を持った性意識・性行動を身につけるよう、学校教育、社会教育と連携を図りながら充実した指導を推進します。	A	○継続 ①思春期出前講座 ・小学校 12校(674人) 6年生対象 5校(257人) 5年生対象 6校(363人) 5.6先生対象1校(13人) 保護者参加 3校(92人) ・中学校 3校(519人) ・特別支援学校1校(41人)高等部 ②新生児モデル、妊婦ジャケット、紙芝居等の貸出 5校(延べ6回)	A		健康増進課 学校教育課	44
45			(3)	性感染症予防学習の推進	実施状況	実施	継続	思春期児童への対策として、性感染症に対する予防学習を、中学校への思春期講座(出前授業)を通じて行っています。 思春期は生涯にわたる健康な生活習慣を形成するために重要な時期であることから、生と性について正しく理解し、健康問題に適切に対処できるよう、性感染症予防に対する効果的な普及啓発活動を推進するとともに、学習内容の充実・拡大及び指導者の質の向上に努めます。	B	○継続 ①思春期出前講座 ・小学校 12校(674人) 6年生対象 5校(257人) 5年生対象 6校(363人) 5.6先生対象1校(13人) 保護者参加 3校(92人) ・中学校 3校(519人) ・特別支援学校1校(41人)高等部 ②新生児モデル、妊婦ジャケット、紙芝居等の貸出 5校(延べ6回)	B		健康増進課 学校教育課	45
第3節 小児医療の充実														
46			(1)	小児救急医療	実施状況	実施	継続	子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように休日・夜間における小児救急患者の受入は、小児救急医療体制の整備充実を図っており、一次・二次・三次救急の体制も整っています。 今後も、待ち時間の短縮や不安感の解消を図るため、小児患者の保護者等向けの夜間(子ども救急)電話相談体制の整備を図ります。また、健診の機会などに、小児救急医療体制についてお知らせし、適正な受診を推進します。	A	○継続 ・小山広域保健衛生組合の小児救急医療支援事業運営(下野市、小山市、野木町で構成) ・とちぎ子ども救急電話相談の紹介	A		健康増進課	46
47			(2)	こども医療費助成事業	対象児童年齢	中学3年生まで	継続	中学3年生までの子どもを対象に、病気やけがで医療機関にかかった場合、支払った保険診療分を助成しています。 今後も、市内在住の中学3年生までの子どもを対象に助成を継続します。	A	○継続 中学3年生までの子どもを対象に医療費の保険診療分の一部負担を助成 3歳未満現物給付・3歳以上償還払い3月末現在の登録人数9,414人 今後も継続して実施	A		社会福祉課	47
第4項 不妊治療対策の充実														
48			(1)	不妊治療対策の充実	助成件数	23件	継続	不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みなど、多岐にわたる相談内容については「栃木県不妊専門相談センター」への紹介を行なっています。不妊治療については、経済的負担が大きいと、県の「不妊治療費助成事業(特定不妊治療(体外受精及び顕微受精))」を受けた者に対し、市からも助成を実施しています。 今後も、引続き助成を実施し、不妊治療についての経済的な負担の軽減に努めます。	B	○継続 助成件数 ・特定不妊治療助成:45件 ・人工授精治療助成:24件 ※人工授精助成開始 ※所得制限を廃止	B		健康増進課	48

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
第4節 職業生活と家庭生活との両立の推進														
第1項 男性を含めた働き方の見直し														
49		(1)		企業への意識啓発	啓発活動の実施状況	実施	継続	男性を含めたすべての労働者の働き方の見直しを推進するためには、まず企業が子育てしやすい職場環境を整備する必要があります。 事業者の取組については、男女共同参画プランや啓発パンフレット等で、育児休業・介護休業を抵抗なく取得できる環境づくりの推進等について啓発をしています。 今後も、「下野市男女共同参画プラン」にあるように、企業に向けた啓発活動を企画・実施し、事業所内保育所の整備や育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務など子育てしやすい職場環境の整備推進への呼びかけや広報啓発を行うよう検討します。	B	○継続 ・平成24年7月1日からの改正育児・介護休業法施行に関する内容をホームページに掲載しました。 ・栃木県労働局主催による事業主・労働者を対象とした「改正育児・介護休業法等説明会のご案内」について、説明会案内チラシ兼参加申込書を商工観光課窓口で配布しました。 ・市ホームページに男女共同参画啓発パンフレット等を引き続き掲載しました。 ・男女共同参画啓発パンフレットvol.1 (平成19年2月発行) ・男女共同参画啓発パンフレットvol.2 (平成20年3月発行) ※パンフレットに育児休業・介護休業に関する意識のチェック項目を掲載しました。 ・男女共同参画プラン及び男女共同参画キーワード集に「育児・介護休業法」について掲載しました。 ・パンフレット「仕事と家庭を両立できる職場環境をつくりましょう！」を窓口で配布し、普及啓発活動に努めました。	B		商工観光課 総合政策課	49
50		(2)		労働者への意識啓発	啓発活動の実施状況	実施	継続	男性を含めたすべての労働者の働き方の見直しを推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識改革を推進する必要があります。 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについて普及啓発を図るため、栃木県等から発行されるパンフレットの配布を行っています。 育児休暇や看護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、男性が子育てに関わる必要性を伝える啓発活動等の企画・検討を行います。	B	○継続 ・平成24年7月1日からの改正育児・介護休業法施行に関する内容をホームページに掲載しました。 ・栃木県労働局主催による事業主・労働者を対象とした「改正育児・介護休業法等説明会のご案内」について、説明会案内チラシ兼参加申込書を商工観光課窓口で配布しました。 ・栃木県発行のパンフレット「仕事と家庭を両立できる職場環境をつくりましょう」を商工観光課窓口で配布しました。 ・市ホームページに男女共同参画啓発パンフレット等を引き続き掲載しました。 ・男女共同参画啓発パンフレットvol.1 (平成19年2月発行) ・男女共同参画啓発パンフレットvol.2 (平成20年3月発行) ※パンフレットに育児休業・介護休業に関する意識のチェック項目を掲載しました。 ・男女共同参画プラン及び男女共同参画キーワード集に「育児・介護休業法」について掲載しました。	B		商工観光課 総合政策課	50

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
第2項 仕事と子育ての両立支援の推進														
51		(1)	企業における両立支援	啓発活動の実施状況	実施	継続	仕事と家庭の両立を図るため、企業・事業主への情報提供を行うとともに、啓発活動を推進していくことが必要です。現在、労働者や企業・事業主に対して、仕事と家庭の両立のための啓発パンフレットを配布しています。今後も、仕事と子育ての両立をしやすい職場環境が整備されるよう、企業に向けた情報を提供するとともに、企業が仕事と子育ての両立支援について広報啓発を行えるよう情報提供します。また、事業主が次世代育成支援対策推進法に基づき従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、その結果一定の要件を満たす場合に取得できる認証マークとなる「くるみん」の積極的な認定申請の促進啓発にも努めます。	B	○継続 ・栃木県発行のパンフレット「仕事と家庭を両立できる職場環境をつくりましょう」を商工観光課窓口で配布しました。 ・市ホームページに男女共同参画啓発パンフレット等を引き続き掲載しています。 ・男女共同参画啓発パンフレットvol.1（平成19年2月発行） ・男女共同参画啓発パンフレットvol.2（平成20年3月発行） ・「ワーク・ライフ・バランス」について広報紙に掲載しました。 ・パンフレット「仕事と家庭を両立できる職場環境をつくりましょう！」を窓口で配布し、事業者への周知に努めました。 ・広報5月号で市民意識調査結果を取り上げ、「子どもができて仕事も継続する」という考えをもつ人の割合が増えている傾向にあることを掲載しました。	B		商工観光課 総合政策課	51	
52		(2)	地域における両立支援	託児ボランティア養成講座受講者数	10名	継続	仕事と子育ての両立を図る上で、地域との連携を図り地域の環境整備をしていくことが重要となっています。そのため「家庭保育者支援要綱」を掲げ育児支援を行う方の登録を行っています。今後は、多様化する社会の中で、仕事と家庭の両立を図るため、多様な育児支援を必要とする人のために、地域の協力体制の強化を図るため「家庭保育者支援要綱」や「地域子育て支援センター」を利用しやすい環境づくりに努めます。また、NPO、ボランティア、オピニオンリーダー等の力を借りて情報提供等のネットワークづくりと地域の子育て支援に対する意識の向上を図り、子育て家庭に対する両立支援を推進します。	A	○継続 託児ボランティア養成講座を5回開催、20名が受講しました。今年度は子育て真っ最中の母親の参加が多かったために、受講修了後に託児ボランティア団体へ加入した受講生はいませんでした。今後はこの団体が活躍できる場を広げるための支援にも力を入れていきたいです（「託児ボランティアスキルアップ講座」は、H25年度開催予定）。	A		児童福祉課 生涯学習課	52	
53		(3)	家庭における両立支援	啓発活動の実施状況	実施	継続	仕事と子育ての両立支援を推進する中で、最も重要な部分として夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、共働き夫婦・専業主婦など、多様な家庭の形態の中でお互いがバランスをとりあって子育てをしていくことが求められています。今後は、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく風土を育むため、男女共同参画社会実現に向けた広報活動の充実を図るとともに、関連各課における相談体制の充実及び子育てに関する情報提供体制の充実を図ります。	B	○継続 ・男女共同参画週間に、啓発パネル展を開催 期間：平成24年6月1日～30日 場所：国分寺庁舎・ゆうゆう館・きらら館・道の駅しもつけ ・イベント時の男女共同参画パネル展開催（産業祭・成人式・男女共同参画シンポジウム・国分寺公民館まつり） ・男女共同参画情報紙の発行 市内中学生及び全戸に配布 年2回、各19,000部 平成24年9月（第8号）平成25年3月（第9号） ・広報紙、ホームページでの啓発を推進 広報紙「男女共同参画 ジェンダーチェック」等 ・ホームページ「男女共同参画キーワード集」にて用語解説を掲載 ・広報12月号コラムで家事育児に関するエピソードを紹介	B		総合政策課 児童福祉課	53	

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
54			(4)	父親の育児参加促進	父子手帳の配布 件数	558件	継続	妊娠届時に、父子手帳を交付し、また現在実施している両親学級等を活用し、父親の育児参加の促進を図っています。 健康増進課における現行の事業を継続し事業の充実を図るとともに、地域子育て支援センター等において、遊び・読み聞かせ・講話等を中心とした「パパ教室」を、年数回実施します。さらに、広報等を通じて父親の育児参加促進を図ります。	A	○継続 ・父子健康手帳の配布 514件 ・両親学級「フレッシュママ・パパ教室」 年4コース実施 父の参加状況 99人 ※H23年度から、父親の役割認識の促進を図り、父親の参加数を増やすため、H23年度から4コース開催し、H24年度も父の参加者数が増えています。 ・地域子育て支援センター「ゆりかご」にて0歳児対象2回、1・2歳児対象2回の計4回開催し、父親45名の参加がありました。	A		健康増進課 児童福祉課	54
					パパ教室の実施 (平成21年度から 実施)	4回(H21 年度から 実施)	継続		A					
55			(5)	育児・介護休業制度 の周知	啓発活動の実施 状況	実施	継続	仕事と家庭の両立支援を充実するために、平成11年に「改正育児・介護休業法」が全面施行され、最長児が1歳半までの育児休業が認められましたが、急速な少子化の進行等を踏まえ、より一層の両立支援を推進するため、平成21年7月に短時間勤務制度の義務化と所定外労働の免除が制度化されました。これらは、3歳までの子どもを養育する労働者について、短時間勤務等子育て期間中の働き方の見直しや父親も子育てできる働き方の実現をめざすもので、「育児・介護休業制度」の定着を図ることが今後ますます必要です。 働く女性や家事に参画する男性が安心して育児や介護に取り組めるよう、育児休業・介護休業等社会制度の周知徹底を図るとともに、定着できる体制づくりを企業へ働きかけていきます。また、国や県の動向を見極めながら資料の活用と啓発に努めます。	B	○継続 ・平成24年7月1日からの改正育児・介護休業法施行に関する内容をホームページに掲載しました。 ・栃木県労働局主催による事業主・労働者を対象とした「改正育児・介護休業法等説明会のご案内」について、説明会案内チラシ兼参加申込書を商工観光課窓口へ配置し、周知しました。 ・「小山公共職業安定所子育て女性の就職支援協議会」に参加しました。 ・市ホームページに男女共同参画啓発パンフレット等を引き続き掲載 ・男女共同参画啓発パンフレットvol.1 (平成19年2月発行) ・男女共同参画啓発パンフレットvol.2 (平成20年3月発行) ・男女共同参画プラン及び男女共同参画キーワード 集に「育児・介護休業法」について掲載しました。 ※パンフレットに育児休業・介護休業に関する意識のチェック項目を掲載しました。 ・広報5月号で市民意識調査結果を取り上げ、平成21年の育児・介護休業法の改正により取得意向が高まり、取得しやすい傾向にあることを掲載しました。	B		商工観光課 総合政策課	55
56			(6)	再雇用特別措置の 周知	周知活動の実施 状況	実施	継続	事業主は、妊娠・出産・育児又は介護を理由として退職した者に対して、必要に応じ、再雇用特別措置等を実施するよう努力しなければなりません。必ずしも再雇用などが円滑に行われている状況ではありません。 今後も、妊娠・出産・育児又は介護を理由として退職した労働者が再雇用を希望した場合、再雇用特別措置の適用が可能となるよう働きかけていきます。	B	○継続 関係機関と連携の上、窓口にて特別措置を周知するパンフレットを配布し、事業者への周知に努めました。	B		商工観光課	56

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
第5節 教育環境の整備														
第1項 次代の親の育成														
57		(1)	子育てサポーターの 養成・配置	家庭教育オピニ オンリーダー養成 講座	実施	継続		女性の社会進出や核家族化、少子化が進行している今日、子育てに不安や負担を感じる親が増えています。子育てに不安や負担を感じている親たちに対し、子育ての相談や情報提供の充実を図るため子育て中の身近な相談相手となる、家庭教育オピニオンリーダー養成講座や親学習プログラム指導者養成講座を受講してもらうため広報紙等での周知、また「ファミリー・サポート・センター」実施時には、子育てサポーターの養成講座を計画し、配置していきます。また、地域の身近な施設である公民館や保健センター、幼稚園、保育園などを活用して、子育てやしつけに関する学習会、子育て相談会を行えるよう推進します。	C	○継続 栃木県主催の家庭教育オピニオンリーダー研修に派遣予定でしたが、受講希望者が集まらず、派遣できませんでした。	C	次年度以降継続して研修に派遣できるよう、社会教育関係者をはじめとした各種団体に呼びかけるとともに、広報紙、ホームページ等で広く募集案内を周知していきます。	児童福祉課 生涯学習課	57
				親学習プログラム 指導者養成講座	実施	継続			A	○継続 栃木県主催の親学習プログラム指導者研修に1名受講し修了	A			
58		(2)	中・高生の乳幼児ふ れあい体験	参加者数	50人	継続		赤ちゃんとふれあい、関わることは、中・高生の他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。中・高生と赤ちゃんとの「交流」を通じて、実際に肌で感じてもらうことにより、中・高生の健全な育成を図ることができるとともに、将来結婚し家庭を持ち、子育てに関わった時の貴重な予備体験となり、育児不安や虐待防止につなげることもできます。公立、私立の3保育園で中学生又は高校生の体験学習を受け入れています。今後も継続して実施していきます。また、子育て支援の中に、中学生の乳幼児ふれあい体験ができるよう学校へ参加を促します。	A	○継続 ・ふれあい体験参加人数 4中学校で133人	A		児童福祉課 学校教育課	58
第2項 学校等における教育環境の整備														
59		(1)	学校・家庭・地域の 連携及び協力	実施状況	実施	継続		子どもたちの学習意欲の向上や豊かな心の成長を促すために、学校教育においては、学校支援地域本部などを設置し、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの学習環境の整備向上に取り組んでいます。また、地域においては、家庭教育の支援や地域における育成環境の整備向上のため、「ファミエ下野教育運動」を推進するなど、地域の大人一人ひとりが子どもたちに積極的に関わり、次代を担う青少年の社会参画を推進する取組を行っています。今後は、「開かれた学校づくり」を一層推進し、地域社会の教育力向上を図ります。また、学校運営に関する情報の提供を積極的に行い、学校と地域の連携協力をより密に行うことで、児童生徒の教育環境の充実に努めます。	A	○継続 ・下野市PTA連絡協議会、下野青少年育成市民会議共催による音楽祭の実施 参加校 5小学校 4中学校	A		学校教育課 生涯学習課	59
60		(2)	地域の人材を活用 した教育の取組	実施状況	実施	継続		小中学校では、総合的な学習の時間や、各教科、道徳の時間やクラブ活動、部活動指導において、学校支援ボランティアを含め、地域の教育力を活用し、教育内容の質的向上を図るため「ふれあい運動」を推進しています。ボランティア、行政職員、教職員で構成される「ふれあい学習推進委員会」において、地域の人材を積極的に活用するための研修会・交流会を継続して実施していきます。また、生涯学習情報センターにおいて、学校支援ボランティアの活用を促す提案型コーディネート業務をさらに強化し支援内容の充実を図ります。各学校においては、実践事例をホームページ等で発信し、情報提供しながら、地域とともに実践する教育活動の充実に努めます。	A	○継続 ふれあい学習推進事業を実施 ・ふれあい学習推進委員会議2回開催 ・学校支援ボランティアメッセ開催 330名参加 ・学校支援ボランティアバンク登録 (個人208名 団体8団体 事業所39社) ・生涯学習ボランティアバンク登録 (個人82名団体 29団体) ・学校支援コーディネート業務 実績 19件	A		学校教育課 生涯学習課	60

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
61			(3)	幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校との連携	実施状況	実施	継続	遊びを通して行う幼児期の教育と教科等の学習を中心とする小学校の教育内容や指導方法等が異なることから、相互の理解を深めるように教職員の研修や情報交換を実施するなど連携を図り推進しています。 また、小学校と中学校では情報交換や連携事業により、学習内容の系統性や児童生徒の発達段階の理解と、問題行動等の未然防止に努めています。 今後はさらに、幼保小中の連携を深めるため、一堂に会した交流事業などを行い、より広い子育て支援活動を強化していくとともに、心豊かに進んで行動する子どもの育成に努めます。	A	○継続 ・幼保小職員参加の小学校参観(7/5) ・幼保小職員参観の保育参観・教育講演会(12/17) ・幼保小職員対象の教育講演会(8/21) ・幼保小情報交換会(6/26 6/29 7/10) (2/5 2/25 2/26) ・園児の小学校見学(1/22 1/23 2/12 2/19 2/25) ・小中交流日の設定(各小学校・各中学校一人以上の相互交流) ・小中学校合同研修会(4中学校区) ・小中連携(緑小・南河内第二中)で合同授業の実践・公開 ・中学校ごとの取り組みの成果や課題を市内小中学校へ周知	A		学校教育課 教育総務課	61
第3項 家庭や地域の教育力の向上														
62		(1)	親子による交流・自然体験学習	親子対象講座数 自然体験学習(キャンプ)開催数	2講座 1回	継続	継続	ゆとりの中で、子どもたちに「生きる力」を育むことや「豊かな人間性」を見出すことが必要です。 美しいものや自然に感動する心などの豊かな感性、生命を大切にし人権を尊重する心、自立心や社会貢献の精神等を身につけるため、親子による世代間交流や自然体験学習を推進します。	A A	○継続 ・ニコニコ～ママといっしょ～体操教室 前期(全8回)、後期(全8回)実施 ○継続 ・親子チャレンジ教室(国分寺公民館)4回実施 ・親子でワイワイ(南河内東公民館)5回実施 ・親子のびのびサタデー(石橋公民館)5回実施 ・石橋地区子ども会育成会主催のキャンプを実施	A A		生涯学習課 スポーツ振興課	62
63		(2)	家庭教育学級	家庭教育等講座開催数	12講座	継続	継続	子どもたちの生活は、学校ばかりでなく家庭や地域社会での生活すべてから成り立っています。家庭教育学級は、親などの保護者が、計画的、継続的に、一定期間にわたり家庭教育に関する学習を行うものです。今日、子どもたちは社会的な価値観の大きな変化や社会的風潮の影響を受けており、子どもの生活全体を通して適切な教育が行われることが必要です。 今後は、家庭教育学級の円滑な運営や子どもの心をどう理解するか、「生きる力」をどう育てていけば良いのか、また、子どもたちの日常に起こりうる問題などを、学校・地域の中で話し合い、学んでいける場の提供等の支援を検討します。	B	○継続 公民館講座において、家庭教育学級を10講座開催 ・石橋公民館2講座 母親学講座 ～母親・妻・嫁・ありのままの私～ 6回 親子で体験！災害時サバイバル生活術 ～親子で防災を考える～ 3回 ・南河内公民館3講座 子育てママのハッピータイム 5回 家庭教育セミナー 4回 思春期世代とのコミュニケーション学 3回 ・南河内東公民館2講座 赤ちゃんと一緒にベビーダンス 5回 レッツ食育～学校給食探検～ 4回 ・国分寺公民館3講座 ハンドベル体験講座～ハンドベルでママ友になろう！～ 4回 イクメンを楽しもう 5回 思春期の子を持つ親の座談会 4回	B		生涯学習課	63
64		(3)	家庭教育オピニオンリーダー	親学習プログラム研修会の開催	1回	継続	継続	子育ての先輩で、家庭教育の指導者として研修を受けた人たちが、公民館などで子どものしつけや発育、家族のあり方などの家庭に関する相談にのったり、学習会を開いています。 今後は、地域で子育て支援に携わる「家庭教育オピニオンリーダー」への支援などをさらに推進するとともに、新たに、「親学習プログラム指導者」を養成し、家庭教育についての学習会や相談活動等の地域に根ざした支援・援助ができるよう積極的に活用していきます。	B	○継続 ・指導者研修修了者による交流会を実施し、アイスブレイク研修や活動状況についての情報交換を行いました。 ・地域での実践活動として、託児ボランティアの活動に参加、支援しました。 ・PTAや青少年育成団体の研修会において、市内の「親学習プログラム指導者」をファシリテーターとして親学習プログラムを実施しました。	B		生涯学習課	64

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
第6節 子育てしやすい生活環境の整備														
第1項 良質な居住環境の確保														
65		(1)		ファミリー向け賃貸住宅の情報提供	情報提供	実施	継続	子育て世帯がゆとりを持って安心して子どもを生み育てられるためには、良質な住宅が供給される環境の整備が必要です。 子育てを担う若い世代に対して、良質なファミリー向けの賃貸住宅が供給され、ゆとりを持ち、安心して子育てができる住環境が実現できるよう、子育てにやさしい快適な住宅情報の提供を推進します。	B	○継続 左記の方針に基づき、引き続き住宅情報の提供を推進しました。	B		都市計画課	65
第2項 安心して外出できる環境の整備														
66		(1)		ひとにやさしいまちづくり	実施状況	実施	継続	従来のまちづくりは都市機能の高度利用を図るものが多く、いわゆる若年者・健常者中心の考え方であったため、建物の入り口や階段、トイレなど、子どもや子育て家庭にとっては利用に困難をとめない、日常生活における自立や社会参加を妨げていた要因のひとつでもあったと考えられます。高齢者や障がい者を含むすべての方が、安全で快適な暮らしができる生活環境を整備するため、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準を遵守したバリアフリー化の実施指導を行っています。 歩道の段差などが、ベビーカーや自転車・障がい者等の通行の妨げになることが多いため、引き続き事業計画に基づき、市民が暮らしやすく住みやすい環境をめざして、ひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。	B	○継続 市交通バリアフリー特定事業計画に基づき、重点整備地区のJR3駅周辺についてバリアフリー化を図っています。 ・自治医大駅西口エレベーターを平成24～25年度の継続事業により整備しました(平成25年12月に供用開始済みです)。 ・新庁舎建設に伴い、自治医大駅西口広場から国道4号線までの市道のバリアフリー基本設計書を作成しました。自治医大駅西口広場から国道4号線までの市道のバリアフリー化については、平成25年度に実施設計書を作成し、平成26年度にバリアフリー整備工事を実施する予定となっています。	B		都市計画課 建設課	66
67		(2)		交通安全教室	実施状況	実施	継続	交通災害は園児、児童生徒の側の不注意だけでなく、自動車、運転手等の過失によるものも後を絶たない状態です。 現在、幼稚園、保育園、小学校等では交通安全教室を定期的実施しています。 引続き、各施設等において交通安全教室を実施するとともに、警察や交通指導員の協力をいただき実践的教育活動が図れるよう努めます。	A	○継続 ・小中学校教職員による登下校指導(立哨指導を含む)を実施 ・交通安全教室(中学校を含む)を実施 ・しもつけ子ども交通安全カードの配布(小学1年)・春と秋の交通安全運動時、幼稚園児童に対する啓発活動を実施した他、自転車通学をしている中学生全員を対象に自転車点検を実施 ・小学校新入学児童約700人を対象に交通安全ガイドブックやランドセルカバーを配付 ・実技と講義方式による高齢者自転車免許制度を活用しながら幅広い層への教育活動を実施 ・交通指導員による登校時の立哨指導を実施	A		学校教育課 生活安全課	67
68		(3)		有害環境浄化対策	出前講座の実施状況	実施	継続	薬物の乱用が深刻な社会問題になっていることから、児童生徒を対象に薬物乱用防止等に係る出前講座を実施しています。 また、有害図書の自販機の設置状況調査など、青少年の健全な育成環境の整備を行っています。 今後も関係機関と連携をとりながら薬物など青少年に対し、正しい知識の普及に努めます。	A	○継続 ・県青少年健全育成条例に基づき、実施育成環境整備事業(立ち入り調査)を県との共催で実施 ・市内自販機設置箇所 3箇所(1回) ・市内書店 2箇所(2回) ・携帯電話販売店 1箇所(1回) ・薬物乱用防止啓発資料(県教委作成)の配布	A		学校教育課 生涯学習課	68
69		(4)		幼児2人同乗用自転車購入費補助事業	助成件数	(平成22年度から実施)	継続	道路交通法の改正により、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用に対し、子育て家庭の経済的負担の軽減と安全確保を目的に、購入費の一部を助成する事業として実施します。	A	○継続 12件助成	A		児童福祉課	69

通番	節	項	番号	施策・事業	指標	現状 H20	目標 H26	現状・今後の方針 (計画策定時)	H23 評価	平成24年度施策・事業の進捗状況 (実績)	H24 評価	今後の対応策(評価が下がった 場合、C・Dの場合)	担当課	通番
		第3項 子どもたちの安全確保												
70		(1)		防犯指導の実施	実施状況	実施	拡充	子どもを犯罪の被害から守るため、PTAやスクールガードボランティアによる通学支援や、小学1年生に防犯ホイッスルの配布等を実施しています。 また、下野市青少年育成市民会議と連携して、ネット犯罪防止のために携帯電話やインターネットの安全な利用について学校単位で講習会を実施しています。 今後も、子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法、「子どもをまもる家」等緊急避難場所の利用方法、護身術等にかかる講習会の開催等に努めます。 また、各種研修会、講座を通じて子どもの自己防衛意識の醸成にも努めます。	B	○継続 ・文部科学省作成教材DVD「ちよつとまってケータイ」等を利用した指導 ・県教委作成指導資料「情報モラル育成資料集」を活用した指導 ・情報教育担当者研修会を開催(年2回) ・消費生活相談員による児童生徒に対する消費者教育を、小学校6校、中学校4校で継続して実施	B		学校教育課 生活安全課	70
71		(2)		「子どもをまもる家」 との連携	実施状況	実施	継続	各小中学校では、通学路の危険箇所や「子どもをまもる家」を表示した「地域安全マップ」を作成し、子どもたちに周知しています。また、年度末にはPTA役員等により「子どもをまもる家」の協力者に対し状況確認をするなど随時安全の確保に努めています。 今後も、「子どもをまもる家」やPTA組織、警察等の協力を得ながら、子どもたちの安全確保に努めます。	B	○継続 ・「子どもをまもる家」の設置 695件 ・プレートの消耗、追加希望等について随時対応	B		学校教育課	71
72		(3)		防犯活動の支援	実施状況	実施	継続	自治会・学校単位で取り組んでいる防犯活動が多く、それらが市内全体を網羅している状況にあります。 PTAやスクールガードボランティアによる登下校時の見守り活動、自治会による定期的な防犯パトロール、複数の団体が組織した防犯パトロール隊のネットワーク化、下野インフォメーションを利用した安心安全情報のメール配信などを実施しています。 また、市民が危険や不安を感じる事がない、安心・安全なまちづくりのさらなる強化のために、平成21年度より市職員として警察官を配属し、警察との連携強化に努めています。 今後も、自治会や防犯団体が、それぞれの地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援していくとともに、犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の横の連携がさらに深まるよう支援します。また、防犯・災害システムの有効活用にも努めます。	A	○継続 ・スクールガードボランティアの再編成等、学校の実態に応じた活動がおこなわれています。 ・スクーガードボランティア研修会実施 23名参加 ・県の表彰制度を利用して、PTAやスクールガード、自治会等の防犯活動に功績のあった団体を表彰し、その活動を促進しました(平成24年度市内1団体受賞)。 ・複数の団体でネットワーク化された防犯パトロール隊については引き続き警察とともに後方支援を行い防犯広報活動を協働して行う等、連携を深めました。 ・下野インフォメーションを利用したメール配信による防犯情報の提供や屋外拡声器による防犯広報(特殊詐欺被害防止広報)を実施しました(平成24年度回数;メール配信32件、屋外拡声器広報2回)。	A		生活安全課 学校教育課	72
73		(4)		防犯灯の整備	実施状況	実施	継続	防犯灯設置については、市民が危険や不安を感じる事がないよう、地元自治会と連携し、計画的な整備と維持管理を行っています。 ・平成18年度175基・平成19年度148基・平成20年度148基 ・平成21年4月1日現在 計3,124基 今後は、夜間の交通安全や犯罪防止のため、必要な場所に防犯灯を整備することにより、防犯・安全の確保に努めます。	A	○継続 ・住民(自治会長)からの設置要望により、現地調査を実施し、設置基準と照らし合わせた上で効率的かつ効果的に設置しています。 ・平成24年度設置件数:81基新設(81基の内20基は区画整理課からの移管、2基はグランディハウスからの寄贈)。	A		生活安全課	73